

## 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの 3年間

2 内 容

■妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

**目標1**： 計画期間内に、男性の子育て目的等の休暇の取得を促進する

<対策>

○令和2年4月～ 文書での通知，職員研修等による子育て目的の休暇取得促進

**目標2**： 計画期間内に、男性の育児休業取得を促進する

<対策>

○令和2年4月～ 男性の育児休業取得が可能であることの周知徹底

■働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

**目標3**： 計画期間内に、時間外労働の削減を推進する

<対策>

○令和2年4月～ 時間外労働の更なる削減及び業務の効率化に関し周知徹底

**目標4**： 計画期間内に、年次有給休暇の取得を促進する

<対策>

○令和2年4月～ 各職員の年次有給休暇の取得状況を確認し、更なる取得を促す

